

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が発注する建設工事及び業務（以下「市工事等」という。）に係る一般競争入札、公募型指名競争入札及び指名競争入札（以下これらを「入札」という。）を行う場合における取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、四国中央市契約規則（平成 16 年四国中央市規則第 50 号。以下「規則」という。）、四国中央市一般競争入札実施要綱（平成 19 年四国中央市告示第 150 号）、四国中央市公募型指名競争入札実施要綱（平成 19 年四国中央市告示第 151 号）、四国中央市郵便入札実施要綱（平成 19 年四国中央市告示第 152 号）、四国中央市電子入札実施要綱（平成 28 年四国中央市告示第 96 号）その他の法令等に定めるもののほか、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項について定めるものとする。

(入札等)

第 2 条 入札者は、規則及び市工事等の設計書、仕様書、図面、契約条項、その他関係書類（以下「設計図書等」という。）並びに現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、設計図書等について疑義がある場合は、入札公告等により質疑の手續が指示されている場合を除き、閉庁日を除く入札日（郵便入札の場合は申請期限日、電子入札の場合は入札書受付締切日）の 3 日前までに、質疑事項を設計図書質疑応答書に記載のうえ、持参、ファックス又は電子メール（電子入札の場合は電子入札システム（四国中央市電子入札実施要綱第 2 条第 1 号の電子入札システムをいう。以下同じ。））により契約担当課へ提出するものとし、ファックス又は電子メール（電子入札の場合は電子入札システム）により質問者に回答するものとする。この場合において、当該質疑事項及びその回答を閲覧の用に供するものとする。

3 入札書の記載等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札書は、四国中央市指定の様式を使用すること。

(2) 入札書は、1 件ごとに 1 通作成し、工事（業務）名、宛名、商号又は名称及び入札書であることを表記した封筒に封入し、当該入札の方法に従って提出すること。

(3) 入札書等の提出書類の文字及び印影は、明瞭であって、かつ、消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。

(4) 入札金額はアラビア数字を用いること。

(5) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札執行者から指示があるときは、この限りでない。

- 4 予定価格の事前公表に係る入札は1回限りとし、それ以外の入札は入札金額が予定価格の制限に達した価格での入札がない場合において規則第21条の規定により直ちに再度入札を行うものとする。
- 5 郵便による入札は、入札方法を明示した場合に限りこれを行うことができるものとする。
- 6 一旦提出した入札書及び工事費内訳書の返還、引替え、変更又は取消しは、できないものとする。
- 7 市工事において、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することはできないものとする。
  - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第3項の規定による建設業の許可の更新を受けていない者又は同条第4項に規定する更新の申請をしていない者
  - (2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に規定する期間に経営事項審査を受け、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を取得していない者（入札代理人等）

第3条 入札者は、代理人をして入札に参加させるときは、入札開始前に、その代理権限を証する書面（委任状）を提出し、入札執行者の確認を受けなければならないものとする。

- 2 入札者又は入札代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできないものとする。
- 3 入札代理人の提出する入札書には、入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印鑑を使用するものとする。  
（入札の辞退）

第4条 指名を受けた入札者は、入札執行に至るまで、いつでも入札を辞退することができるものとする。

- 2 入札執行前であっても、入札辞退届を契約担当者に持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行うものとする。
- 3 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行うものとする。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではないものとする。  
（入札の延期等）

第5条 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとする。この場合において、入札執行者は、入札者の損害に対し、その責を負わないものとする。

（無効の入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 規則又は入札に関する条件に違反した入札
- (3) 同一入札案件に対し入札者又は代理人がした2以上の入札
- (4) 代理権限のない者のした入札

- (5) 金額を訂正した入札
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (7) 第2条第3項第1号、第3号及び第4号のいずれかに違反した入札
  - (8) 明らかに連合によるものと認められる入札
  - (9) 郵便入札の場合の代理人による入札
  - (10) 郵便入札又は電子入札の場合の開札日において、第2条第7項各号のいずれかに違反した入札
  - (11) 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者による入札
  - (12) 信憑性が高いと判断される談合情報を入手した場合等入札を継続することが適切でないとして認められる入札
- (入札の失格)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを失格とする。

- (1) 事前公表した予定価格を超える金額で入札した者
- (2) 最低制限価格を下回る金額で入札した者
- (3) 低入札価格調査制度による調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者
- (4) 低入札価格調査対象入札において、調査基準価格を下回る価格で入札した者のうち、前1年以内に工事成績において65点未満の評定がなされたもの
- (5) 工事費内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書の提出がない者
- (6) 工事費内訳書の内容に必要な項目若しくは金額が明記されていないもの又は工事費内訳書に違算があるもので入札した者
- (7) 工事費内訳書と入札書の金額が一致していないもので入札した者
- (8) 会場入札における入札において、入札執行の開始時刻までに入札会場に入室しない者
- (9) 郵便入札又は電子入札において入札公告等で指定する入札期間内に入札書又は入札辞退届の提出がない者
- (10) 前条各号に定めるもの以外の事由において、適正な入札書と認められないもので入札した者

2 前条及び前項の無効及び失格の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。

(公正な入札の確保)

第8条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならないものとする。

2 入札者は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならないものとする。

3 入札者は、開札の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならないものとする。

(入札会場の規律)

第9条 入札関係者以外の者は、入札会場に立ち入ることができないものとする。

2 入札者は、入札会場においては、入札執行者の指示に従わなければならないものとする。

3 入札執行者は、入札者が指示に従わないおそれがあると認められるとき、入札に関し不正若しくは妨害の行為を行うおそれがあると認められるとき、又はこれらの行為をしたときは、当該入札者に対し、入札会場への入場を拒み、又は入札会場からの退場を命じることが出来るものとする。

4 入札会場では、携帯電話の使用又は私語等の行為を禁止するものとする。

(開札)

第10条 開札は、所定の場所及び日時において入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、開札に立ち会う入札者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員1名を立ち合わせて行うものとする。

(落札者の決定)

第11条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内において、最低価格（総合評価落札方式にあつては最高評価値）をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札をした他の者のうち、最低価格（総合評価落札方式にあつては最高評価値）の入札者を落札者とする。

(1) 最低制限価格制度が適用される入札にあつては、入札案件ごとに設けられた最低制限価格を下回る価格をもって入札したもの

(2) 低入札価格調査制度が適用される入札にあつては、入札案件ごとに設けられた調査基準価格（規則第22条に定める基準をいう。）を下回る価格をもって入札し、低入札価格調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるもの

(3) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適當であると認められるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な調査の結果、市長が不適當であると認めるもの

2 予定価格の事前公表を行わない入札において、予定価格の制限の範囲内で入札をした他の者がいないときは、再度の入札を行うものとする。この場合において、前項ただし書きの規定により落札者とされなかった者は、再度の入札に参加させないものとする。

3 低入札価格調査制度が適用される入札において、調査基準価格を下回る価格で入札をした者は、市の行う調査に協力しなければならないものとする。

4 落札となるべき同価格（総合評価落札方式にあつては同評価値）の入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとし、直ちにくじが行えないときは、入札執行者が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

5 前項のくじによる落札者の決定においては、当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとする。

(異議の申立て)

第12条 入札者は、入札後、この告示、規則、設計図書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

2 落札者は、前項に規定する理由により契約の締結の拒否又は契約金額の増額を求めることはできないものとする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内（閉庁日を除く）に契約担当者に対し、契約の締結を申し出なければならないものとする。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができるものとする。

- 2 市長は、落札者が契約締結までに当該入札に参加することができる要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないことができる。

(契約保証金)

第14条 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1（調査基準価格を下回る価格で入札した者が落札者となった場合は10分の3）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならないものとする。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(落札の取消し等)

第15条 落札者が第13条に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（第14条に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。

- 2 市長は、規則第41条第3項により落札を取り消した場合は、入札保証金又はその他の物が市に帰属することとなったとき（規則第17条に定める場合をいう。）を除き、落札者の見積もった契約金額の100分の3に相当する額の違約金を当該落札者から徴収するものとする。ただし、市長が真にやむを得ない事由があると認めるときは、当該違約金の全部又は一部を徴収しないことができるものとする。

(前金払)

第16条 規則第63条第2項の前金払については、調査基準価格を下回る価格で入札した者が落札者となった場合は、これを認めないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札通知又は入札公告のあった入札執行分について適用し、同日前に入札通知又は入札公告のあった入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月26日告示第34号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事等入札者心得の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告する入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月22日告示第30号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事等入札者心得の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告する入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日告示第 53 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(四国中央市建設工事等入札者心得の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の四国中央市建設工事等入札者心得第 2 条第 3 項第 5 号の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日告示第 49 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定(「手続き」を「手続」に改める部分に限る。)並びに第 7 条第 2 項及び第 14 条の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事等入札者心得の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日告示第 39 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中四国中央市公共工事公表実施要綱第 6 条を第 7 条とし、同条の前に 1 条を加える改正規定は、告示の日から施行する。

(四国中央市建設工事等入札者心得の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第 2 条の規定による改正後の四国中央市建設工事等入札者心得第 2 条第 3 項第 5 号の規定は、施行日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 9 月 9 日告示第 57 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(四国中央市建設工事等入札者心得の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の四国中央市建設工事等入札者心得第 2 条第 3 項第 5 号の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和 5 年 3 月 30 日告示第 62 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(四国中央市建設工事等入札者心得の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の四国中央市建設工事等入札者心得の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(四国中央市建設工事等入札者心得の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の四国中央市建設工事等入札者心得の規定は、この告示の施行の日以後（以下「施行日」という。）に入札の公告又は通知する入札執行分について適用し、施行日前に入札の公告又は通知した入札執行分については、なお従前の例による。